

大和市告示第30号

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月18日

大和市長 大木 哲

大和市認定保育施設事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項ただし書」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により定めた大和市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」に、「、同項に規定する保育に欠ける児童」を「保育を必要とする児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童をいう。以下同じ。）」に改め、「（以下「認定施設」という。）」を削る。

第2条第1項中「認定施設」を「大和市認定保育施設（以下「認定施設」という。）」に改め、「認定保育施設認定申請書に」の次に「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2の5第2項に基づき交付される認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書その他」を加え、同条第2項中「大和市保育計画」を「事業計画」に、「別表第1に規定する基準」を「次の各号に掲げる保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第211号）第2条に規定する補助対象施設 別表第1に定める基準

(2) 法第35条第4項の規定による神奈川県知事の認可を得ていない保育施設のうち前号の補助対象施設以外の保育施設 別表第2に定める基準

第3条第1項中「認定保育施設」を「認定施設」に改め、「、事前に市長と協議を行い」を削る。

第4条中「1月」を「1年」に改める。

第5条を次のように改める。

（調査、指導等）

第5条 市長は、必要があると認めるときは施設の設備、職員配置、保育内容等が認定基準に適合しているかを確認するため認定施設の調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査により認定基準に適合していない事実が認められたとき、又は児童の処遇

向上及び安全確保のため必要があるときは、認定事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

第6条第1項中「認定施設の保育内容、設備等」を「前項の指導及び助言を行ったにもかかわらず当該指導及び助言の内容に係る改善が見込まれないとき、施設の設備、職員配置、保育内容等」に改める。

第7条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（失効）

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1大和市保育計画の項中「大和市保育計画」を「基本的な考え方」に、「別に定める保育計画」を「事業計画」に改め、同表地域の保育需要の項中「別に定める大和市認定保育施設事業実施要綱運用基準による」を「事業計画における地域の保育需要に対応したものであること」に改め、同表開所時間の項中「開所時間」の次に「（通常開所時間及び時間外開所時間をいう。以下同じ。）」を加え、同表休業日の項中「(1)のほか」を「前号に掲げるもののほか」に改め、同表施設長の項中「保育経験者で」を削り、同表入所児童数及び助成対象児童数の項を次のように改める。

入所児童数	(1) 入所児童数が、定員のおおむね2分の1以上を確保するように努めること。 (2) 保育を必要とする児童数が、入所児童数に対しおおむね2分の1以上を占めていること。 (3) 3歳未満児（当該年度の初日の前日に3歳に達していない児童をいう。）の入所に積極的に努めること。
-------	---

別表第1職員配置等の項中「児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号。以下「県条例」という。）第46条第2項に規定する数」に改め、「延長保育時間も含め」を削り、「2分の1」を「4分の3」に改め、「（平成22年度以降は、4分の3以上とする。）」を削り、同表保育料の項中「助成対象児童に対する基本保育時間」を「通常開所時間」に、「施設の基本保育時間として設定した月220時間分」を「通常開所時間として設定した時間」に改め、「する。）」の次に「ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。」を加え、同項基準の欄第2号を次のように改める。

(2) 教材費、行事費、遠足交通費その他の実費相当額を徴収する場合は、保護者の理解を十分に得た上で徴収すること。

別表第1施設等の設備の項中「施設等の設備」を「施設の設備等」に改め、「、原則として1階で」を削り、「施設に専用の電話を有する」を「施設固有の連絡先を有するとともに、電子データ

の送受信による連絡が可能である」に改め、同表非常災害に対する措置の項中「定期的に訓練を」を「当該計画に基づき定期的な訓練を月に1回以上」に改め、同表保育室を2階以上に設ける場合の項中「最低基準に」を「県条例第44条第8号に」に改め、同項基準の欄ただし書を削り、同表健康管理・安全確保の項中「の実施を行う」を「を実施する」に、「1億5000万円」を「150,000,000円」に、「2,100万円」を「21,000,000円」に改め、「組んで、」の次に「定期的に」を加え、同表保育内容の項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表施設運営等の項中「による立入調査」の次に「(以下「立入調査」という。)」を加え、「前号の」を削り、「1箇月」を「1月」に改め、「延長保育」の次に「(時間外開所時間における保育をいう。以下同じ。)」を加え、「乳児保育」を「3歳未満児保育」に、「障害児保育、一時保育」を「障がい児保育、緊急又は一時的な保育」に、「を提供していること」を「の実施に努めること」に、「最低基準第36条」を「県条例第49条」に、「必要な改善」を「必要な対応」に改め、同表遵守事項の項中「児童福祉法、最低基準等」を「法、県条例その他」に、「定めを」を「法令を」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表における児童の年齢は、特別の規定がある場合を除くほか、当該月の初日の前日における年齢をいう。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

項目	基準
基本的な考え方	事業計画による。
地域の保育需要	事業計画における地域の保育需要に対応したものであること。
定員	6人以上
開所時間	原則として、1日につき11時間以上
休業日	<p>(1) 原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、休業日を設ける場合は、事前に保護者に説明し理解を得るものとする。</p>
施設長	常勤であって、保育士、看護師、保健師若しくは助産師の資格を有する者又は市長が特に認めた者
入所児童数	<p>(1) 入所児童数が、定員のおおむね2分の1以上を確保するように努めること。</p> <p>(2) 保育を必要とする児童である1歳児（当該年度の初日の前日において1歳に達し、2歳に達していない児童をいう。）が入所児童数に対しおおむね5分の2以上を占めるよう努めること。この場合において、当該1歳児が当該年度中に2歳に達した場合も当該年度中は1歳児とみなす。</p>
職員配置等	<p>(1) 保育者（施設長で直接児童の保育に従事することのできる者を含む。）の数が、県条例第46条第2項に規定する数を満たしていること。</p> <p>(2) 開所時間内は、常時2人以上の職員を配置すること。</p> <p>(3) 3歳未満児の保育のための保育者のうち、保育士、看護師、保健師又は助産師のいずれかの資格を有する者が、入所児童に対して必要な人数の2分の1以上を占めていること。ただし、市長が特に認めた場合において、当該人数が3分の1を超えて2分の1に達するまでは幼稚園教諭をこれらの有資格者として認めるものとする。この場合において、当該幼稚園教諭は、保育士資格の取得に努めること。</p> <p>(4) 保育者の資質及び専門性の向上のため、職員は研修会に参加すること。</p> <p>(5) 児童の人権に十分配慮すること。</p> <p>(6) 児童虐待等が見受けられるときは、専門的機関である児童相談所及び福祉事務所と連携するなどの体制をとること。</p>

保育料	<p>(1) 保育料は、これを保護者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮し、その軽減に努め、適正な金額とすることとし、第2条の規定による認定後の保育料は、特別の事情なく認定前の保育料を上回ることがないこと。</p> <p>(2) 教材費、行事費、遠足交通費その他の実費相当額を徴収する場合は、保護者の理解を十分に得た上で徴収すること。</p>
施設の設備等	<p>(1) 保育室は、通風及び採光の良いこと。</p> <p>(2) 保育室の面積は、児童1人当たり1.65平方メートル以上確保されていること。</p> <p>(3) 0歳児及び1歳児の保育室は、2歳以上児の保育室と区画されていること。</p> <p>(4) 調理室を設置するときは、乳幼児の年齢に相応した飲食物を衛生的に供することができる設備を有し、保育室と区画されていること。</p> <p>(5) 2歳以上児を保育する施設にあっては、当該児童の遊戯に適する広さの遊び場を敷地内に有し、又は付近にこれに代わるべき場所があること。</p> <p>(6) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。</p> <p>(7) 施設固有の連絡先を有するとともに、電子データの送受信による連絡が可能であること。</p>
非常災害に対する措置	<p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、当該計画に基づき定期的な訓練を月に1回以上実施すること。</p>
保育室を2階以上に設ける場合	<p>保育室を2階以上に設ける場合は、県条例第44条第8号に定める保育室を2階以上に設ける場合の各階の条件を遵守すること。</p>
健康管理・安全確保	<p>(1) 児童の保健衛生などの健康面や事故防止のための安全面に配慮した保育を実施すること。</p> <p>(2) 施設賠償責任保険及び傷害保険へ加入すること。ただし、保険内容については次のア及びイの条件を満たすよう努めること。</p> <p>ア 施設賠償責任保険</p> <p>1 事故につき150,000,000円</p> <p>1人につき150,000,000円</p> <p>免責額30,000円</p> <p>イ 傷害保険</p> <p>死亡後遺障害 21,000,000円</p> <p>入院 1人当たり1日につき2,000円</p> <p>通院 1人当たり1日につき1,000円</p> <p>(3) 防犯に対する危機管理を年間計画に組んで、定期的に訓練を実施すること。</p>

保育内容	保育所保育指針及び指導監督基準の保育内容に沿った保育を実施すること。
給食	指導監督基準に規定する給食及び健康管理・安全確保の内容を遵守すること。
施設運営等	<p>(1) 健全かつ安定した事業運営により施設を開設した後1年以上が経過し、事業の継続が見込めること。ただし、施設の開設に際して、市と事前に協議を行い、施設運営、保育内容等の適正な保育環境が確保できると市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(2) 立入調査において、改善指示事項等がなく良好であること。</p> <p>(3) 立入調査において、改善指示事項等の指摘があった場合は、1月以内に改善について文書を提出し、速やかに施設等の改善を行うこと。</p> <p>(4) 延長保育、3歳未満児保育、休日保育、障がい児保育、緊急又は一時的な保育等多様な保育需要に対し、そのいずれかの保育サービスの実施に努めること。</p> <p>(5) 県条例第49条の規定に基づき、保護者と密接な連絡を取り、保育内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。</p> <p>(6) 地域住民、利用者等からの苦情に対し必要な対応を行っていること。</p>
遵守事項	上記に定めるもののほか、法、児童福祉法、県条例その他の児童福祉に関する法令を遵守して運営すること。

備考 この表における児童の年齢は、特別の規定がある場合を除くほか、当該月の初日の前日における年齢をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大和市認定保育施設事業実施要綱第2条の認定を受けている施設については、この要綱による改正後の大和市認定保育施設事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第2条の認定を受けているものとみなす。

(準備行為)

- 3 新要綱第2条第1項の規定による認定手続その他新要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。